

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る
飲食店等に対する営業時間短縮要請の延長について**

兵庫県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食事業者の皆様に対し、令和3年1月14日から2月7日までを実施期間として、営業時間の短縮をお願いしてきましたが、昨日、国において緊急事態措置の実施期間を3月7日まで延長することが決定されました。

県では、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として医療体制は厳しい状況が続いているため、国の方針を踏まえ、下記の通り、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、引き続き営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設（参考：施設の使用制限対象施設一覧）

種類	施設	要請内容
飲食店 ※宅配・テークアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる 施設を除く	

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

[兵庫県 感染防止対策宣言ポスター](#) で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngenposter.html>

2 実施期間 令和3年1月14日(木)から令和3年3月7日(日)まで

3 要請対象地域 兵庫県全域

4 時間短縮営業への協力金 1日あたり6万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター（緊急事態措置に関すること）

T E L : 078-362-9858

受付時間：午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日も開設）

◆兵庫県時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 078-361-2501

受付時間：平日 午前9時～午後5時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](#) で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔第2期〕の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県全域の対象施設に対する営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）の要請を3月7日まで延長します。

これに応じて時短営業にご協力いただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔第2期〕」を支給します。

※ 令和3年1月14日～2月7日の時短営業の要請に対する「協力金〔第1期〕」は、令和3年2月8日から申請受付を開始し、順次支給します。
「協力金〔第2期〕」の申請は、要請期間終了後に開始します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

3 支給額

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔第2期〕
対象期間	令和3年2月8日(月)～3月7日(日)
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること
支給額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

4 申請に係る必要書類（★の書類は、第1期協力金を申請された方は提出不要とする予定です。）

①申請書

★②運転免許証等申請者本人確認書類の写し

★③通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

【時短営業施設・営業実態が確認できる書類】

★④確定申告書又は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し

※時短営業要請期間開始日の前日までに開業した店舗が対象

★⑤飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

★⑥通常の営業時間が分かる書類(店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など)

⑦店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

★⑧屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真

※時短営業要請期間中すべて休業する場合は写真の提出不要

5 支給時期・申請方法

要請期間が終了した後、受付を開始する予定ですが、具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。

施設の使用制限対象施設一覧

1 特措法に基づく要請を行う施設

種類	施設例	備考
飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店	【要請内容】 ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	出会い系喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外

2 特措法によらない協力依頼を行う施設

※下記の施設のうち、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を行う。

種類	施設例	備考
劇場等	劇場	【依頼内容】 ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下 ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会場 又は公会堂	集会場	
	公会堂	
	貸会議室	
	文化会館	
展示場	展示場	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動・遊技施設	体育館	
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツジム	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	ビリヤード場	
	射的場	
	囲碁・将棋所	
	テーマパーク	
遊園地		

種類	施設例	備考
博物館、美術館又は図書館	博物館 美術館 図書館 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園	【依頼内容】 ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下 ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く) ペット美容室(トリミング) 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物店 旅行代理店(店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所) スーパー銭湯 サウナ エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) 整体院(国家資格有資格者が行うものは除く) 日焼けサロン 脱毛サロン タトゥースタジオ 占い 写真屋・フォトスタジオ 美術品販売 展望室	【協力依頼内容】 ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設	ライブハウス 性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等) テレフォンクラブ アダルトショップ 個室ビデオ店 場外馬(車・舟)券場	【協力依頼内容】 ・営業時間は5時から20時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底